

鳥取県告示第178号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町47-1	居宅介護、重度訪問介護	平成19年4月1日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	〃	〃
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	ホームよっこらしょ	鳥取市用瀬町安蔵1049	共同生活介護、共同生活援助	平成20年4月21日
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	グループホームサマーハウス	鳥取市湯所町一丁目131	〃	平成21年4月20日
特定非営利活動法人ほほえみ香房	鳥取市湖山町西二丁目121-11	ほほえみ香房	鳥取市湖山町西二丁目121-11	就労継続支援B型	平成21年2月27日
特定非営利活動法人太陽	鳥取市吉方温泉四丁目620	太陽	鳥取市国府町中郷885	〃	平成22年8月17日